

一般社団法人京都消防設備協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人京都消防設備協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、京都府下の地域住民及び防火対象物の所有者等防災関係者に火災予防思想の啓蒙を行うとともに、消防設備士、消防設備点検資格者等防災関係業務に携わる者の資質を向上させ、消防用設備等の工事、整備及び保守業務が適正かつ、円滑に行われることを保全することにより、京都府民の生命及び財産を火災から保護するとともに、火災による被害を軽減し、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 火災予防思想及び消防用設備等の適正な維持管理についての啓蒙
- (2) 消防用設備等に関する調査及び研究
- (3) 消防用設備等の工事、整備及び保守点検等の業務(以下「消防設備業務」という。)に携わる者の育成及び資質の向上
- (4) 消防用設備等に関する情報の提供及び関係図書の出版、頒布
- (5) 消防設備業務を営む者の登録
- (6) 消防用設備等に関する各種講習会の実施
- (7) 本協会の事業推進に功労のあった者等に対する表彰
- (8) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した消防設備業務を営む個人又は団体

(2) 賛助会員 本協会の目的に協力することに賛同して入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、入会に際し、総会(第12条に規定する総会をいう。)において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。この場合、会長は退会届受理後すみやかに理事会に報告するものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉をき損し、又は設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の除名に当たって会長は、当該会員に対し総会において弁明する機会を与えなければならない。この場合、会長は弁明開始の1週間前までに当該会員に対しその事実を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 2事業年度を超えて会費を滞納したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散、倒産若しくは破産の宣告を受けたとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という)であると判明したとき、又は暴力団等反社会的勢力であったと判明したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会の決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は定時総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に特別の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会が定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 総会に欠席する正会員は、予め送付された事項について書面をもって表決するか、又は書面をもって表決を委任することができるものとし、これによって当該書面表決者及び表決の委任者は、総会に出席したものとみなされる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した理事の中から、その総会において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上21人以内

(2) 監事 2人以上4人以内(会員外監事1人)

- 2 理事のうち、1人を会長、3人以上5人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって、一般法人法第91条第2項の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、専務理事にあつては会員外から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか別に定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事に対して、事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は再任されることができる。ただし、会長にあつては4期連続して再任されることはできない。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、定款に定める員数を欠けるときは、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問等)

第27条 本協会に顧問、参与及び相談役を置くことができる。

2 顧問、参与及び相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本協会の重要な事項について会長の諮問に応じて助言し、又は必要に応じて意見を述べることができる。

4 参与は、本協会の業務の執行に関し助言し、又は必要に応じて意見を述べるることができる。

5 相談役は、本協会の会務に関し助言し、又は必要に応じて意見を述べるができる。

6 顧問、参与及び相談役は、無報酬とする。

7 顧問、参与及び相談役については、本条で定めるほか別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会が定めた順序により、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会が定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が署名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を、主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

第41条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 1

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読

み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本協会の最初の会長は、岡本陸夫とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 第20条の規定にかかわらず、理事の定数は、この定款の施行日以後の最初に行われる総会の日までは、なお従前の例による。

附 則 2

この定款は、平成26年6月25日から施行する。

附 則 3

この定款は、平成28年6月8日から施行する。